平成２８年（フ）第５号
北海道北見市常呂町字土佐１番地３西町第１団地2083号
債務者　三幣おとく
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
住居所不定、最後の住所及び住民票上の住所山形県酒田市光ケ丘４丁目８番28号、（住民票上の前住所）山形県酒田市浜中乙120番地
債務者　菅根　成史
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１８２号
埼玉県川越市今成１丁目５番地10、前住所埼玉県川越市大字藤間75番地１（リラティヴ川越401号室）
債務者　正田　元子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９２号
埼玉県所沢市中新井５丁目１番１―404号
債務者　池田　廣子（旧姓新関）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜4164番地544　スギモトハイツ５号、前住所福島県相馬市小野字金谷台124番地の３
債務者　阿部　和美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１８号
新潟県新発田市大友40番地
債務者　宮村　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第９６号
静岡県御殿場市萩原1261番地の９　コーポ追分302
債務者　勝俣　了一（旧姓根上）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
北海道登別市富士町６丁目17番地３
債務者　川口ひとみ
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
北海道伊達市松ヶ枝町74番地33　香西一男方
債務者　香西　　宏
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
静岡県富士市富士岡142番地の10ハイネス本花守103号
債務者　吉野　明雄
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４３号
愛知県一宮市開明字出屋敷45番地　開信団地２棟302号
債務者　村井ひとみ
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９４号
愛知県稲沢市北島町神明前１番地39
債務者　槙谷　和邦
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６１号
香川県高松市林町2073番地３
債務者　鈴木　聖二
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７号
長崎県大村市鬼橋町140番地１　クレシータ・K104
債務者　林　知奈美
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
栃木県小山市大字羽川314番地22
債務者　大塚運送こと　大塚　武史
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５７号
栃木県宇都宮市峰２丁目25番13号　リバティ峰207、前住所栃木県宇都宮市東今泉２丁目５番５号　ソフィアＡ301
債務者　飯塚　理枝
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９号
栃木県足利市上渋垂町925番地１　ラフォーレ上渋垂201
債務者　松崎　公彦
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部